

# 検査技術者継続講習会開始のお知らせ

鉄筋継手部検査技術者技量検定委員会  
鉄筋継手部検査技術講習委員会

## 1. はじめに

本協会は、受験者の負担を軽減しつつ、継手の信頼性を確保し、検定試験をより公正、公平なものにするため、現在の技量資格制度を総合的に見直し、平成24年10月に鉄筋継手部検査技術者及び熱間押抜検査技術者技量検定規定を改正し施行した。

主な改正内容として、平成24年10月以降に鉄筋継手部検査技術者及び熱間押抜検査技術者技量検定試験を受験し合格した登録者は、図1のとおり技量資格の有効期間が従来の3年から5年に延び、技量資格の有効期間満了日の3年前から2年前までを中間審査期間とし、中間審査の条件として講習会を受講（その後書類審査）することが位置づけられた。

講習会は、「検査技術者継続講習会」とし、平成26年11月に規定及び実施細則を制定し、平成27年3月より講習会を開始する予定である。

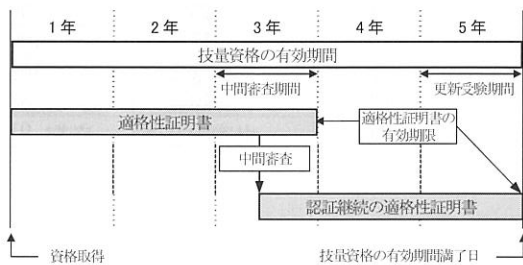


図1 技量資格の有効期間と適格性証明書の有効期限

## 2. 講習会の主な内容

講習会は座学講習で、表1のとおり資格種別により受講する内容が異なる。なお、各継手編の最後に修了

表1 講習会プログラム

時間※	内容 (座学講習)	対象者				
		鉄筋継手部検査技術者				
		1G種	1W種	1M種	2種	3種
10:25~ 10:35	序論	↓	↓	↓	↓	↓
10:35~ 11:10	ガス圧接継手編	↓			↓	↓
11:15~ 11:50	溶接継手編		↓		↓	↓
11:55~ 12:35	機械式継手編			↓		↓
13:25~ 14:05	序論、熱間押抜 ガス圧接継手編					↓

※会場により、時間が変更になる場合がある。

考査を行う予定である。

## 3. 申請の手順

検査技術者継続講習会の申請は、図2の流れで中間審査期間（適格性証明書に記載されている中間審査開始日から有効期限日）に検査技術者継続講習会受講申請と同時に中間審査の申請を行う。検査技術者継続講習会を受講後、本協会要員認証管理委員会にて中間審査を行う。中間審査にて判定が可の場合は、認証継続の適格性証明書を協会より送付する。不可の判定の場合は、3ヶ月以内に再評価試験を受験することとなる。なお、検査技術者継続講習会を申請し、欠席した場合は中間審査も不受理となるため、再度、講習会の受講申請が必要となるので、ご注意ください。

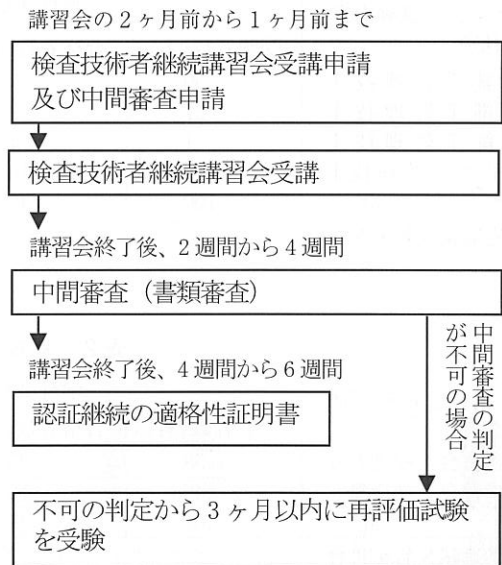


図2 検査技術者継続講習会及び中間審査申請の流れ

## 4. 講習会実施予定

平成26年度及び平成27年度の講習会は、本誌P28～29のとおり実施する予定である。なお、日程は変更になる場合もあるため、本協会ホームページの資格試験・講習会実施予定表を確認していただきたい。